

軽自動車税

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」といいます。）に対して課税されます。

納税義務者（軽自動車税を納めていただく方）

その年の4月1日（課税の基準となる日で、賦課期日といいます。）に軽自動車等を所有している方
 ※4月2日以降に廃車や譲渡などをしても、月割ではなくその年度の税額の全額を納付していただきます。

税 率

<原動機付自転車、2輪車および小型特殊自動車>

車 種	車輪数、用途、総排気量等			税率（年額）	
				平成27年度分まで	平成28年度分から
原動機付 自転車	車輪数による制限なし （ミニカーを除きます。）（注1）	総排気量 定格出力	50cc以下 0.6kw以下	1,000円	2,000円
	2輪のもの	総排気量 定格出力	50cc超90cc以下 0.6kw超0.8kw以下	1,200円	2,000円
		総排気量 定格出力	90cc超125cc以下 0.8kw超1kw以下	1,600円	2,400円
	3輪以上のもの（ミニカー）（注1）	総排気量 定格出力	20cc超50cc以下 0.25kw超0.6kw以下	2,500円	3,700円
軽自動車	2輪のもの（側車付きのものを含みます。）（注2）	総排気量	125cc超250cc以下（注2）	2,400円	3,600円
	専ら雪上を走行するもの	総排気量	660cc以下	2,400円	3,600円
小型特殊 自動車	農耕作業用・刈取脱穀作業用のもの	最高速度	35km毎時未滿	1,600円	2,400円
	2輪のもの（側車付きのものを含みます。）	最高速度	15km毎時以下	2,400円	3,600円
	3輪のもの			3,100円	3,900円
	4輪以上のもの			4,000円	5,000円
2輪の小型自動車		総排気量	250cc超	4,000円	6,000円

（注1）「車室を備えず、かつ、輪距（通常は、左右のタイヤの中心間の距離）が0.5メートル以下のもの」、「側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの」の税率は、2,000円（平成27年度分まで1,000円）です。

（注2）被けん引車（ポートレラ等）については、補助輪を除く車輪の数に相当する軽自動車税の税率を適用します。

<3輪および4輪以上の軽自動車>

平成27年度分から、最初の新規検査の年月によって、以下のとおり適用される税率（年額）が変更されました。ただし、賦課期日（4月1日）現在において、最初の新規検査から13年を超える車両についての重課税率は、平成28年度分から適用となっています。

種 別			税率（年額）		
			平成27年3月以前に 最初の新規検査を 受けた車両	平成27年4月以後に 最初の新規検査を 受けた車両	最初の新規検査から 13年を超える車両 （重課税率適用）
4輪以上 （総排気量 660cc以下）	乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
3輪のもの（総排気量660cc以下）			3,100円	3,900円	4,600円

（注1）「最初の新規検査」とは、初めて車両番号の指定（ナンバープレートの交付）を受けることをいいます。最初の新規検査を受けた年月については、自動車検査証の「初度検査年月」欄をご覧ください。

（注2）電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引車は、重課税率の対象外です。

●グリーン化特例（軽課）措置

平成30年4月1日から平成31年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両のうち、一定の環境性能を有する以下の対象車に該当する車両は、令和元年度分に限り、軽課税率（年額）が適用されます。

【対象車および軽課割合】

対象車			軽課割合
電気軽自動車、天然ガス軽自動車 (平成30年排出ガス基準適合車または平成21年排出ガス10%低減)			概ね75%軽減
ガソリン車、ハイブリッド車で 平成30年排出ガス基準50% 低減達成車または平成17年 排出ガス基準75%低減達成車 (★★★★)	乗 用	令和2年度燃費基準+30%達成車	概ね50%軽減
	貨物用	平成27年度燃費基準+35%達成車	
	乗 用	令和2年度燃費基準+10%達成車	概ね25%軽減
	貨物用	平成27年度燃費基準+15%達成車	

【軽課税率】

種 別			標準税率 (年額)	軽課税率(年額)		
				25%軽減	50%軽減	75%軽減
4輪以上 (総排気量 660cc以下)	乗 用	自家用	10,800円	8,100円	5,400円	2,700円
		営業用	6,900円	5,200円	3,500円	1,800円
	貨物用	自家用	5,000円	3,800円	2,500円	1,300円
		営業用	3,800円	2,900円	1,900円	1,000円
3輪のもの(総排気量660cc以下)			3,900円	3,000円	2,000円	1,000円

※令和元年6月1日現在適用されている条例に基づく税率です。条例については、改正される場合があります。詳しくは、名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。

名古屋市公式ウェブサイト(<http://www.city.nagoya.jp/>)

納付の方法

納税通知書により、納期限(5月31日)までに納付していただきます。

課税免除

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、愛護手帳(療育手帳)、精神障害者保険福祉手帳の交付を受けていて、一定の要件に該当する方などが所有し、かつ、使用する軽自動車等(1人1台に限ります。)については、課税免除される場合があります。課税免除を受けようとする方は届出が必要です。

申告・手続き

軽自動車等を取得・譲受などした場合や所有者の氏名・住所を変更した場合は**15日以内**に、軽自動車等を廃車・譲渡などした場合は**30日以内**に次の場所で申告・手続きをしてください。

なお、申告書はそれぞれの提出先に用意されています。

車 種	提 出 先	備 考(手続き)
原動機付自転車 小型特殊自動車	最寄りの市税事務所・出張所、区役所・支所の税務窓口	申告書を提出できます。
軽自動車 (2輪の軽自動車を除く)	一般社団法人全国軽自動車協会連合会 愛知事務所 (軽自動車検査協会内) 〒455-0052 港区いろは町2-56-2	一般社団法人全国軽自動車協会連合会 愛知事務所での新規検査、検査証の返納、所有者の変更等の手続きの際に申告書を提出
2輪の小型自動車	愛知運輸支局 〒454-8558 中川区北江町1-1-2	愛知運輸支局での新規検査、まっ消(登録)申請、所有者の変更等の手続きの際に申告書を提出
2輪の軽自動車	愛知運輸支局または一般社団法人全国軽自動車協会連合会 愛知事務所(軽自動車検査協会内)	愛知運輸支局または一般社団法人全国軽自動車協会連合会 愛知事務所での使用の届出、届出済証の返納、所有者の変更等の手続きの際に申告書を提出

名古屋市では、軽自動車税に関する事務を金山市税事務所で行っています。

事業所税

事業所税は、道路、上・下水道、教育文化施設などの都市環境の整備や改善に要する費用に充てるために設けられた目的税で、事業所等において法人または個人が行う事業に対して課税されます。

納税義務者(事業所税を納めていただく方)

市内において、事務所、店舗、工場や倉庫など(以下「事業所等」といいます。)を設けて事業を行っている方

免税点

課税標準の算定期間の末日(法人の場合は事業年度の末日、個人の場合は12月31日)現在において、以下の場合には、資産割または従業者割は課税されません。なお、事業を行っている方の特殊関係者(子会社や親会社が同一である他の子会社で一定の方など)の事業が同一家屋内で行われている場合、その同一家屋内で行われている方の事業は、共同事業とみなされ、以下の床面積または従業者数の判定において合算して行います。

- (1) 資産割 市内の各事業所等の床面積(借り受けている場合も含まれます。)の合計が1,000m²以下
- (2) 従業者割 市内の各事業所等の従業者数(役員を含みます。)の合計が100人以下

課税標準と税率

- (1) 資産割 事業所床面積(m²)×600円(税率)
- (2) 従業者割 従業者給与総額(円)×0.25%(税率)

申告と納付の方法

納税義務者が税額を算出して以下の期限までに申告し、その申告した税額を納付していただきます(事業所床面積が800m²以上1,000m²以下または従業者数が80人以上100人以下の方は、課税にはなりません。申告書のみ提出していただきます)。

法人の場合:事業年度終了後 2か月以内 個人の場合:翌年 3月15日

なお、申告期限までに申告がない場合には不申告加算金が、申告した税額が過少であった場合には過少申告加算金が課される場合があります。

使い
みちは
…?

事業所税(令和元年度予算165億円)は、道路整備、上・下水道整備、市街地開発事業、教育文化施設整備、社会福祉施設整備などの都市環境の整備および改善に関する事業に要する費用(令和元年度予算都市環境整備等充当一般財源1,233億円)に充てています。

名古屋市では、事業所税に関する事務を栄市税事務所で行っています。

市たばこ税

市たばこ税は、日本たばこ産業株式会社、特定販売業者または卸売販売業者が市内の小売販売業者に売り渡したたばこに対して課税されます。

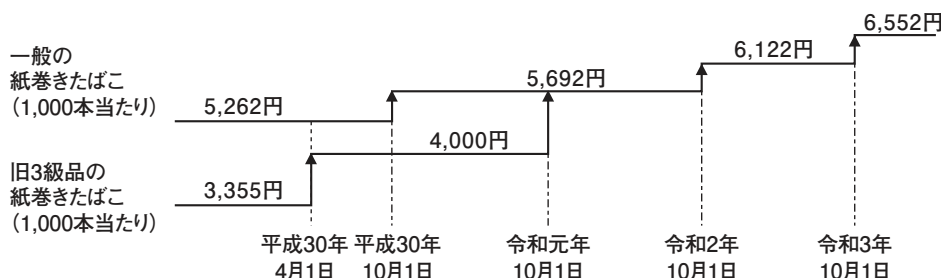
納税義務者(市たばこ税を納めていただく方)

日本たばこ産業株式会社、特定販売業者または卸売販売業者

課税標準と税率

小売販売業者に売り渡したたばこの合計本数×税率

一般の紙巻きたばこは税制改正により平成30年10月1日から下図のように税率が段階的に引き上げとなっています。旧3級品の紙巻きたばこ(エコー・わかば・ゴールデンバット・しんせい等)についても、特例措置が廃止されます。



申告と納付の方法

納税義務者が毎月税額を算出して翌月末日までに申告し、その申告した税額を納付していただきます。